

本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱

令和7年8月7日
本庄市教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 本庄市立小学校の統合に伴い、新たな小学校の設置に必要な事項について検討するため、本庄市立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を中学校区ごとに設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 統合後の学校の名称、校章、校歌、学校運営等に関すること。
- (2) 統合後の教育課程、学校行事等に関すること。
- (3) 統合後の学校生活、通学体制等に関すること。
- (4) 統合後の学校事務、備品等に関すること。
- (5) 統合後のPTA組織等に関すること。
- (6) その他統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統合する各小学校の校長
- (2) 統合する各小学校の保護者代表
- (3) 統合する各小学校の地域の住民代表
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本庄市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開の可否等)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第8条 委員会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第9条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聬を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第10条 委員会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(謝金)

第11条 委員及び第6条第3項の規定による者に対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(専門部会)

第12条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を推進するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、所掌事務に係る資料収集及び細部についての検討を専門的に行

い、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

4 第5条から第11条までの規定は、専門部会について準用する。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。